

泳友会会則改正事項一覧

条番号	現 行	改 正 案	改正理由
(表題)	泳友会会則	防衛大学校泳友会会則	第2条で規定している会の名称を使用
第8条(役員)	(2)副会長 2名 ただし、1名は現職陸海空自衛官とし、他の1名は退職陸海空自衛官とする。	(2)副会長2名。このうち1名は現職陸海空自衛官を充てるものとする。	「ただし」以下、現職自衛官の副会長を設けるための規定であり、他の1名を退職自衛官に限定する要なし。
第9条(役員の任期)	(任期途中の交代;規定なし)	2 前項に示す任期の途中であっても、やむを得ない事情により役員の職務継続が困難となった場合は、交代できるものとする。この際、後任役員の選出については、本会則第10条から第14条の規定を準用する。	任期途中の交代に関する項目として第2項を追加
第10条(役員の選出)	会長、副会長は、正会員の互選とし、役員2/3以上の賛同を得て選出する。	会長は、正会員の互選とし、役員2/3以上の賛同を得て選出する。	現役自衛官の副会長は、交代の頻度が高いことが予想されるため、会長が任命するよう変更することで選出手続きを簡便にする。
第11条	本部事務局長は、正会員の中から互選し、会長が任命する。	副会長及び本部事務局長は、正会員の中から互選し、会長が任命する。	
第17条 (本部事務局長の業務)	(1)防大同窓会ホームページ内に本会ホームページを開設し、会員への各種事業の報告及び連絡事項等を行う。	(1)防大同窓会ホームページ内に開設した本会ホームページを通じて、会員に対し各種事業の状況、連絡事項等について周知する。	・ホームページは開設済み。 ・言い回しを修正
	(4)防大事務局長と防大水泳部への支援について協議し、会員の支援を促す。	(4)防大事務局長と防大水泳部への支援の細部について協議を行う。	・「会員の支援を促す」がわかりにくく、同条(1)と内容が重複 ・支援の対象及び支援内容について調整するもので、18条(2)の援助額等決定の手順を示す。
第18条 (防大事務局長の業務)	(1)水泳部の試合日程、合宿等を会員に連絡する。	(1)水泳部の試合日程、合宿等を本部事務局長に連絡する。	試合日程等の連絡は、本部事務局経由で実施
	(2)入会金の徴収及び防大水泳部に対する資金援助を行う。	(2)入会金の徴収及び防大水泳部に対する援助資金の交付を行う。	「援助」の実施主体はあくまでも泳友会であり、事務局長の任務としては、「資金交付」が適当
第21条(総会)	会長は、毎年1回を基準に総会を開催し、以下の事項に関して会員への報告を行う。状況に応じて、郵便またはホームページ等を利用しての会員への報告をもって総会に代えることができるものとする。	会長は、毎年1回を基準に総会を開催し、以下の事項に関して会員への周知を図る。状況に応じて、郵便連絡またはホームページへの掲載等をもって総会に代えることができるものとする。	「報告」は、一般に下から上に対する行為であるため、語句を修正
	(1)前年度の決算報告及び当該年度の事業予定	(1)前年度の決算報告及び当該年度の事業予定	誤記修正
第22条(会費の納入)	(3)正会員等の年会費は、2000円とする。	(3)正会員等の年会費は、2000円とし、対象年度の末日までに支払うのを原則とする。	原則としての支払時期を明記(遡っての納入も許容する表現とした。)
	(4)年齢65歳以上の正会員等の年会費はこれを免除する。	(4)年齢65歳以上の正会員等の年会費は、当該年齢に達する年度分以降についてこれを免除する。	会費免除の基準を明確化
第25条(会員の任務等)	(会員の任務等) 会員は、住所変更をした場合は直ちに本部事務局に連絡する。	(会員の責務等) 会員は、住所その他連絡先を変更した場合は、直ちに各期評議委員を通じて本部事務局に連絡する。	任務→責務;表現の変更 住所に限らず、連絡先の継続把握が望ましい。また、会員の連絡先等変更については、まず各評議委員が把握する態勢とする。
附則(最後)	附則3	附則	誤記修正